

厚木市制 70 周年記念 2025 あつぎマラソン広告掲載募集要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、厚木市制 70 周年記念 2025 あつぎマラソン（以下、「大会」という。）の趣旨に賛同する企業等に対し、広告掲載募集をすることを目的とする。

(基本的な考え方)

第 2 条 広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、市から委託を受けた大会の配布物等を活用することから社会的に高い信用性及び信頼性を有するものでなければならない。

(広告媒体及び広告料)

第 3 条 広告媒体及び広告料は、別表 1 に定める。

(広告掲載の基準)

第 4 条 広告基準は、次に掲げるものは掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 個人の名刺広告に類するもの
- (6) 大会実行委員会が推奨していると誤解されるようなもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると認めるもの
- (8) 厚木市の広報媒体で掲載が不適当としている業種又は事業者に係るもの

(広告の規格等)

第 5 条 広告の規格及び広告を掲載する位置等は、当該広告媒体ごと事務局が定める。

(申込方法及び期限)

第 6 条 広告の掲載希望者は、別紙申請用紙に指定したサイズにより作成した広告を添付し、別表 2 に定める申込期日までに事務局へ郵送又は e-mail で申し込むものとする。

(広告主の決定)

第 7 条 広告主は、当該広告媒体ごとに事務局が決定するものとする。

(広告料の納付)

第 8 条 広告主は、広告媒体ごとに別表 2 に定める期日までに当該広告料を納付しなければならない。なお、納付した広告掲載料については、荒天等により大会が中止になった場合、返還しないものとする。

(物品の寄附)

第 9 条 前条に規定する広告料の納付を物品の寄附により行う場合は、物品の時価相当額を広告料とみなす。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

媒 体	発行部数	規格（単位 cm）	印刷色	募集数	広告料
プログラム	2,000 部 ※発行部数は 参加者数により 前後します。	裏表紙 （縦 28.8×横 20.4）	カラー （紙色：白色）	1 件	100,000 円
		裏表紙（裏） （縦 24.5×横 17.2）	1 色（黒色） （紙色：白色）	1 件	50,000 円
		内ページ 1 ページ （縦 24.5×横 17.2）	1 色（黒色） （紙色：白色）	制限なし	40,000 円
		内ページ 1/2 ページ （縦 11.9×横 17.2）	1 色（黒色） （紙色：白色）		20,000 円
		内ページ 1/4 ページ （縦 5.6×横 17.2）	1 色（黒色） （紙色：白色）		10,000 円
		内ページ 1/8 ページ （縦 5.6×横 8.4）	1 色（黒色） （紙色：白色）		5,000 円
チラシ （ナンバーカード封入）	ナンバーカード と同じ	縦 16.0×横 20.0 以下 ※要事前納品	指定なし	3 件	ナンバーカード 1 点につき 15 円
企業横断幕 （大会会場内）	1 枚 （企業持ち込み）	指定なし （要事務局事前確認）	指定なし （要事務局事前確認）	1 件	10,000 円

別表 2（第 6 条及び第 8 条関係）

媒 体	申込期日	広告料納付期日
・プログラム ・チラシ ・企業横断幕 （大会会場内）	9 月 9 日（火）	11 月 26 日（水）